~食品に関するリスクコミュニケーション~ 輸入食品の安全性確保に関する意見交換会

輸入食品の安全性確保一消費者からみた課題

2012.1.19
一般社団法人
FOOD COMMUNICATION COMPASS
森田 満樹

FOOD COMMUNICATION COMPASSIA 科学的根拠に基づく食情報を提供する消費者団体です

- *2011年3月30日、消費者団体としてスタートしました。
- * 主な活動:ウェブサイト「FOOCOM.NET」で食情報を発信しています。 会員向けに詳細情報を発信しています。
- *活動の目的:消費者団体・事業者・行政・研究者と連携しながら科学的根拠に 基づく情報発信を行うことで、消費者が冷静に食の問題に対処 できる社会を作るために活動をしています。



⇒ お知らせ一覧を見る

代表•編集長 松永和紀 (サイエンスライター) 事務局長 森田満樹 (消費生活コンサルタント)

消費者が適切な情報を見分け、判断するための 科学的根拠に基づくわかりやすい食情報が足りない

食情報は山のようにあるが、消費者からみると

- ◆ 行政の出す情報はわかりにくい
- ◆事業者の出す情報は信用されにくい
- ◆ 研究者の出す情報は難しい

食の安全を脅かす断片的な情報の方がわかりやすいため消費者は食の安全に過度の不信感を抱く

ゼロリスクを過度に求める消費者に対応することで科学的根拠が薄く、公平さに欠いた施策になっていないか

その施策は消費者にとってほんとうの利益になっているか

- ◆ 消費者にとってほんとうの健康・安全を守っているか
- ◆ 科学的根拠が薄く、公平さに欠けていないか
- ◆ 特定の食品が入手しづらくなり、消費者の不利益とならないか
- ◆ 持続可能で健全な社会の阻害要因とならないか
- ◆ 国際的整合性から外れることで、不利益にならないか

その施策が消費者にとって利益になっているか、 消費者として考え、行動したい

輸入食品の安全確保対策 これまでの輸入食品監視指導について

- * 輸入届け出件数がここ10年で倍増して、平成22年度はじめて約200万件を超えた。安全は確保されているか?
 - ⇒検査体制を強化し、年度別検査割合は1割以上をキープしている
- ⇒ここ10年の違反率の推移をみると、毎年0.1%程度
- ⇒全て検査することは不可能で、モニタリング検査、命令検査を効率よく組み 合わせて、新たなリスクにも対応できる体制づくりが求められる
- * <u>1割しか検査していないので、漏れているのではないか?</u> ⇒地方自治体でも輸入食品の検査を行っているが、違反はほとんど見つ
 - (東京都の事例)

かっていない。

平成21年度 507品目の農産物中アスパラガス1検体1農薬基準値超過 平成20年度 505品目の農産物中キヌサヤ1検体1農薬基準値超過

2006年ポジティブリスト制度施行後5年を振り返る輸入食品の残留農薬違反が急増した

- ◆ ポジティブリスト制度は、食品の安全確保対策を願う消費者の声によって、 実現した
- ◆ ポジティブリスト制度の導入された2006年以降、残留農薬の違反件数が増加、施行前は輸入食品の残留農薬の違反は50件程度であったが施行後は300件以上に増加した
- ◆ 新たな基準値や一律基準0.01ppmの適用によって、途上国の輸入食品の 違反が相次いでいる。

(一律基準値違反事例) インドネシア コーヒー豆(カルバリル) エチオピア コーヒー豆(クロルデン) ガーナ カカオ豆(フェンバレレート) エクアドル・ベネズエラ カカオ豆(2,4-D) ミャンマー ゴマ(イミダクロプリド)等

ポジティブリスト制度の問題点

- ◆残留基準値、一律基準の適用について、科学的にみて合理 的ではないものがある
- ◆たとえばADIが設定された農薬でも、特定の食品に残留基準が設定されていないため一律基準が設定され、その一方で主要作物には100~1000倍の基準値が定められているケースがある
- ◆違反した食品は、廃棄、積み戻しなど法的な排除措置をとられ、国内で流通した場合は基本的に回収される
- ◆これによって特定の産品の輸入が滞り、価格が跳ね上がる ことがある
- ◆国際的整合性からみても、科学的に妥当でない施策は輸出 国の理解を得られない

輸入食品の安全確保対策が強化されたのは消費者にとって望ましいことだが、消費者の健康に影響のないものまで廃棄され、消費者のほんとうの利益となっていないのでは?

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)メンバー発表 食のリコールガイドライン~持続可能な未来のために~

- ◆ (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 (NACS)の古谷由紀子、戸部依子、蒲生恵美、森田満樹の4 名が、2010年2月・2011年2月消費者志向NACS会議におい て発表した
- ◆ 食品の自主回収が急増する中で、健康影響のない食品が 回収され、廃棄されているが、これは多大なる環境負荷、経 済的損失を招いている
 - ⇒やみくもな回収は消費者利益にはならない
- ◆ 回収の判断基準は、消費者の健康影響の有無で判断できないか、ガイドラインを消費者団体としてまとめた

NACSメンバーが提案する「食のリコールガイドライン」 6つのガイドライン

- ガイドライン1 回収の判断基準は、消費者への健康被害の可能性があるかどうかで決める
- ガイドライン2 事業者は環境配慮および経済的損失に配慮する
- ガイドライン3 回収の判断主体者は事業者とする
- ガイドライン4 事業者と行政は消費者への注意喚起と適切な行動を促す
- ガイドライン5 事業者は説明責任を果たす
- <u>ガイドライン6</u> 適切な回収の実効性を確保するためのデータベ
 - 一スを構築する

輸出国の対応を見てきました 2011年11月 中国山東省「日中冷凍野菜品質安全会議」



日中の輸入冷凍野菜事業者と中国行政機関による会議の様子



龍大食品集団有限公司 (莱陽市)の検査施設



冷凍食品工場の監視カメラ集中管理室



日本輸出向け野菜を栽培するほ場入口



ブロッコリー畑の収穫作業



ほ場は塀と鉄条網で囲まれている

2007年~2009年の2年間、タイに住んで国によって食品安全の意識が異なることを理解しました



タイの市場のフルーツ (見た目が悪くても平気)



バンコクの市場 中国産野菜も販売されている



2008年2月 食の安全国際フォーラムタイ国と日本の相互理解を目指して





タイ製糖工場見学 食品工場の見学

果樹栽培のようす

輸入食品の安全確保対策について 行政·事業者に対する要望

行政に対して

- ◆ 今後の輸入届け出件数の増加に対応して、新たな汚染物質の対応も含めて、さらに効率の良い検査体制を確立してください
- ◆ 輸入食品の安全性について、これまでの検査の推移、違反率の傾向について、わかりやすく消費者に伝えてください
- ◆ 安全確保のための対策を講じてみて、消費者利益とならないことがわかった場合は、制度の見直しを検討してください

事業者に対して

- ◆ 輸出国は日本のルールに合った食品を作るため、輸出国の農場から日本の港に着くまで、徹底した管理を行っています。輸出国の対応について、関係事業者は情報を開示してください
- ◆ 法令違反等が見つかった場合は、速やかに原因究明を行い、具体的な対応、健康影響の有無も含めて消費者に適切な情報を開示してください。

食品の安全確保対策について消費者に求められること

消費者基本法

- ◆ 第7条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、 及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなけれ ばならない。
- ◆ 第8条 消費者団体は消費生活に関する情報の収集及び提供ならびに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及びに救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする

食品安全基本法

◆ 第9条 消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

食品の安全確保対策について、必要な知識を消費者が得て判断ができるよう、 行政、事業者、消費者、研究者が情報共有を行い、議論を重ねていくことが求め られます